

G空間（地理空間）プロジェクトの戦略的推進に係る決議

平成30年9月28日
自由民主党 政務調査会
G空間情報活用推進特別委員会

「地理空間情報活用推進基本法」及び「地理空間情報活用推進基本計画」に基づいて、G空間情報を高度に活用した安全・安心で豊かな社会（G空間社会）を実現することが必要である。

今年度から準天頂衛星システム4機体制が本格的に運用されることを踏まえ、G空間情報センターの機能強化、宇宙から得られる各種データ活用等により、農業機械の自動走行や林業分野でのリモートセンシング、災害避難支援をはじめとした「G空間プロジェクト」について、産学との幅広い連携を図りつつ政府が一体となって強力で推進し、本格的な社会実装を展開していくことが求められている。

そこで、当特別委員会として、政府に以下の対応を求めることを決議したので、政府においてはこれらの対応を実現されたい。

1. G空間プロジェクトの着実な社会実装を進めるため、政府は必要な措置・予算を拡充・確保すること。特に、G空間社会に不可欠である準天頂衛星システムについては、2023年度めどの7機体制の確立とその更なる精度向上・セキュリティ対策などの機能・性能向上が確実に実現されねばならない。このため従来の予算を大幅に拡充し、プロジェクト実現に必要な予算を十分確保すること。
2. G空間情報を活用した福島復興プロジェクトについては、当特別委員会として支援する旨を決定したところであり、プロジェクトを提案した産学チームと地元自治体等から構成される現地での推進体制の構築について支援を行っていく。関係府省庁は、地元の意向を十分に踏まえた上で連携に努め、G空間情報を活用した技術の社会実装の実現に向けて取り組むこと。
3. 運用開始から2年近くを経過したG空間情報センターについては、官民のG空間情報を集約し、その循環的な利活用を図っていくための拠点として機能していくことを目指す上で必要とされる運営体制や事業内容等の組織のあり方について、政府に設置した有識者検討会の意見を聴取しつつ、検討を進めること。
4. 準天頂衛星システムをはじめとするGNSSから配信される高精度な時刻情報の活用方策について、政府としての取組体制の研究を進めること。